

平成 20 年(行ツ)第 36 号

平成 20 年(行ヒ)第 36 号

決定

当事者の表示

上告人兼申立人	東海旅客鉄道株式会社
被上告人兼相手方	中央労働委員会
同補助参加人	ジェイアール東海労働組合

上記当事者間の東京高等裁判所平成 18 年(行コ)第 326 号不当労働行為救済命令取消請求事件について,同裁判所が平成 19 年 10 月 25 日に言い渡した判決に対し,上告人兼申立人から上告及び上告受理の申立てがあった。よって,当裁判所は,次のとおり決定する。

主文

本件上告を棄却する。

本件を上告審として受理しない。

上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは,民訴法 312 条 1 項又は 2 項所定の場合に限られるところ,本件上告理由は,違憲をいうが,その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって,明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば,本件は,民訴法 318 条 1 項により受理すべきものとは認められない。

よって,裁判官全員一致の意見で,主文のとおり決定する。

平成 20 年 3 月 18 日 最高裁判所第三小法廷